

## 事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（交差点改良事業）					
地区名	いっばんこくどう 一般国道247号					
事業箇所	ちたぐんたけとよちょうおおあざいしかわ 知多郡武豊町大字石川地内					
事業のあらまし	本路線は、名古屋市を起点とし知多半島を周回し西三河地区とを結ぶ主要路線であり、本交差点は住宅地へつながる町道と交差している。 当交差点には右折帯がないため、夕方には住宅地へ右折する車が美浜町方面へ南進する車の通行を阻害しており、長い渋滞を招いている。そのため、急ぐ車等が無理をするため、追突事故や右折事故が多く起きている。以上を踏まえ、早急に対策を講じる必要がある交差点である。					
事業目標	【達成（主要）目標】 右折用1.5車線の設置により交通の円滑化と交通事故の防止を図る。 【副次目標】 —					
事業費	事業費		内訳			
	1.00 億円		■工事費 0.72 億円、■用補費 0.17 億円、■その他 0.11 億円			
事業期間	採択年度	2010 年度	着工年度	2011 年度	完成年度	2014 年度
事業内容	交差点改良 L=150m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 右折車があった場合の後続車阻害がなくなり、交通円滑化が図られた。 当該交差点では交通死傷事故が22件/4年（2007年～2010年）発生していたが、事業実施後は3件/4年（2014年～2017年）と減少しており、事故件数が削減された。 【達成状況に対する評価】 本事業の実施により、交通死傷事故の削減、交通円滑化が図られ、事業目標は十分に達成している。				
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】  【達成状況に対する評価】				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					